

第9 政令別表第1の項目判定等

1 地区自治会館について

(1) 地区自治会館の取扱いについて（利用者が特定される場合）

ア 政令別表第1に掲げる（1）項口の防火対象物に該当する。

なお、消防用設備等の設置の規定については、該当防火対象物の規模、構造、周囲の状況から政令第32条を適用し政令別表第1（15）項に準じた取扱いとする。ただし、（1）項口として義務設置となる消防用設備等を建築主が自主的に設置したときは、維持管理面を考慮して消防用設備等ごとに義務設置とする。

イ 収容人員の算定は（1）項口による。

ウ 延べ面積1000平方メートル未満の対象物における法第17条の3の3の規定に基づく点検結果報告についても、（15）項扱いとし3年ごととする。

エ 延べ面積150平方メートル未満の小規模な対象物については、収容人員が50人以上で非常警報設備が設置対象となった場合は、政令第32条を適用し非常警報器具とすることができる。ただし、地階及び無窓階の存する対象物を除く。

(2) 「利用者が特定される場合」の取扱いについて

ア 利用者が特定される場合

（ア）各種教室、講演会及び会合等で、利用者が町内会（地区）の住民及び近隣町内会（地区）の住民等である場合

（イ）老人福祉法に定める老人福祉施設及び老人デイサービス事業を除く、高齢健常者を対象にした介護予防、生きがいつくり、地域交流等を目的として、心身機能の維持向上のための遊びやゲームを取り入れた簡単な体操、運動、レクリエーション、会食等を実施する会で、利用者が町内会（地区）の住民及び近隣町内会（地区）の住民等である場合

（ウ）冠婚葬祭等で、当事者が町内会（地区）の住民及び近隣町内会（地区）の住民等である場合

（エ）上記に類似しており、利用者が町内会（地区）の住民及び近隣町内会（地区）の住民等であり、当該地区自治会館の構造上の間取り等十分に知り得ており、政令別表第1（15）項で規制することで人命安全上支障ないと思慮される場合

イ その他

（ア）利用者が特定される場合でも、催物等の責任者を消防計画に基づく、自衛消防の組織に位置付けるように指導する。

（イ）平成15年9月19日付け消予第139号による「防火対象物点検報告制度の運用について」の対象要件「（2）利用者が、もっぱら町内会（地区）の住人であること。」、「（3）利用目的が、会議、研修等の町内会（地区）利用に限られること。」及び「（4）原則として、他者に貸し出ししないこと。」の取扱いについては、「利用者が特定される場合」に該当している場合は、適合しているものとして取り扱う。

2 政令別表第1（3）項ロ又は（4）項に該当する海の家取扱いについて

短期的（3か月程度）に使用するもので、周囲が開放され避難及び消火活動に支障がないものに限り政令別表第1（15）項として取り扱う。また、収容人員が50人以上で非常警報設備が設置対象となった場合は、政令第32条を適用し非常警報器具とすることができる。

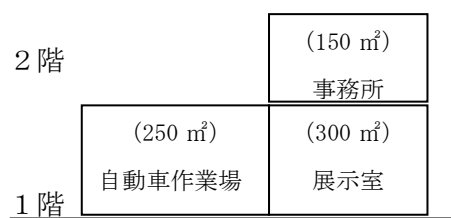
3 農業用倉庫等の取扱いについて

自家用車庫又は農業用倉庫が敷地内に単独に建築される場合は、（13）項イ又は（14）項として取り扱い、同一敷地内に住宅が併設されている場合は、いずれも住宅として取り扱う。

4 自動車販売会社の取扱いについて

自動車販売会社の項判定は、用途や規模が関係し一概には判定できないが、下図のような場合は、主たる用途を展示室として取り扱い、展示室及び事務所を（4）項、自動車作業場を（12）項イとし全体を（16）項イとして取り扱う（昭和48年10月23日付け消防予第140号）。

また、事務所が1000平方メートル、2000平方メートルとなる場合など、主たる用途として取り扱う場合は、事務所（15）項、自動車作業場（12）項イとし、全体を（16）項ロとして取り扱う（昭和52年1月27日付け消防予第12号）。



- （1）管理権原者は同一である。
- （2）作業場は販売会社以外の作業（修理）も行う。
- （3）展示室には不特定多数の者が出入りし、かつ、契約等の売買行為がある。

5 共同住宅等の取扱いについて

（1）特例適用している共同住宅の増築等をする場合について

「特例適用共同住宅等が増築等を行う場合の運用基準の改正について（平成22年3月1日付け21静消消査第1349号）」による。

（2）ウィークリーマンション等について

ウィークリーマンション（契約期間1か月未満）等における政令別表第1に掲げる防火対象物の用途判定について

ア 居室の貸し出しのみで、リネン等のサービス提供を受けないため、（5）項ロとして取り扱う。

イ 居室の貸し出しのみであれば上記と同じ（5）項ロとして取り扱うが、ホテル等としてのサービスの提供があるのであれば（5）項イとして取り扱う。

ウ 管理人室にて入居管理するとともに、リネン等のサービス提供を受けるものは、（5）項イとして取り扱う。

エ ホテルの形態で、宿泊条件が1か月以上の長期滞在であるものは、旅館業法の営業許可を受けているため、（5）項イとして取り扱う。

オ ウィークリーマンション等における政令別表第 1 に規定する用途の判定基準等は、「共同住宅における防火管理に関する運用について（平成 6 年 10 月 19 日付け消防予第 271 号）」により取り扱う。

カ その他ウィークリーマンション等における用途判定については、次の項目について検討し、判断することとする。

なお、契約期間等は問わないものであること。

（ア）旅館業法の許可の有無

（イ）リネン等のサービス提供の有無

（ウ）利用実態

6 特定一階段等防火対象物の取扱いについて（法第 8 条の 2 の 2、政令第 21 条、政令第 25 条、政令第 29 条の 4、政令第 35 条、政令第 36 条関係）

「避難階以外の階」の部分の全てが、次のいずれかに適合する場合については、特定一階段等防火対象物としては取り扱わないことができる。

- （１）主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分等で、居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがないもの
- （２）実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、第 3、1（２）イにより、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの
- （３）一般住宅の用途に供される部分であって、第 3、1（５）イにより、特定用途に供される部分として取り扱われているもの
- （４）保守点検時又は非常時等以外に人の出入りがない空調機械室、エレベーター機械室、受水槽室及び倉庫等の共用部分を案分することにより、特定用途に供される部分として取り扱われているもの

7 学校と同一敷地内の防火対象物に係る用途判定について

学校と同一敷地内の防火対象物については、次のとおり用途判定すること。

防火対象物	政令別表第 1
教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室、食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集会室、合宿施設、給食受入れ（配膳）室、武道場、ウエイトトレーニング場、部室、プール	（7）項
倉庫	（14）項
同窓会及び P T A 事務室、守衛室、用務員室、更衣室、ポンプ室、トイレ、駐輪場	（15）項